

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	一
○保安林の指定の予定(三件) (森林整備課)	一
○道路の区域変更 (道路課)	二
○土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所)	三
○土地改良区役員の就任の届出 (東部地方振興事務所)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (同)	五
○社会教育主事資格認定証書の交付 (選挙管理委員会)	五
○角田市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査申立てに対する 裁決	五

告示

○宮城県告示第五十八号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 環境生態工学研究所

一 代表者の氏名 須藤 隆一

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区新寺一丁目五番二十六・一〇四号

三 定款に記載された目的

この法人は、環境保全のための学術調査、技術開発・指導、環境教育などに関する事業を行い、国際環境および地域環境保全の推進を通じて社会全体の利益に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十六日

○宮城県告示第五十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二七〇〇四七八	黒川郡大和町吉岡字館下八十六あいの郷	型 就労継続支援B	一般社団法人Aいえりあサポート福祉会	平成二十四年二月一日
〇四一五四〇〇九八五	多機能型事業所向日葵ファミリア仙台市太白区袋原五丁目十七番三十三号	自立訓練(生活訓練)型 就労継続支援B	社会福祉法人ふれあいの森	平成二十四年二月一日
〇四二五二〇〇五八三	グループホーム・ソキウス仙台市青葉区旭ヶ丘四丁目二十四番二十三号	共同生活介護 共同生活援助	特定非営利活動法人ソキウス	平成二十四年一月十五日

○宮城県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林予定森林の所在場所
名取市下増田字屋敷二一八の一(次の図に示す部分に限る。)(二一八の二三)

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

亘理郡山元町山寺字須賀一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

東松島市小野字欠下二二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類

二 道路名

三 道路の区域

塩釜七ヶ浜多賀城線

変更の区間

変更の前後 敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル）

多賀城市大代五丁目三六番三地先から 同市大代五丁目三六番三地先まで		後	前
		二一三・五 三一・五	二四・〇 三一・五
		三・〇	三・〇

○宮城県告示第六十四号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年一月十日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十四年一月二十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐 幸

○宮城県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区の役員就任について、次のとおり届出があつた。
平成二十四年一月二十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年十一月二十二日	佐藤 静 男	東松島市大塩字平田原百一番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析システム賃借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 履行期間 平成二十四年五月一日から平成三十一年四月三十日まで
- 履行場所 宮城県警察科学捜査研究所
- 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年二月一日（水）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十四年二月一日（水）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年二月十四日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十四年二月二十八日（火）、午後五時まで

(一) 場所 1に同じ

(二) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年二月二十九日（水）、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以

降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
 9 詳細は入札説明書による。
 六 概要

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of Gas Chromatograph with Mass-Selective Detector (GC/MS) System-1 set
- 2 Duration of Contract : From May 1, 2012 to April 31, 2019
- 3 Location : Forensic Science Laboratory, Miyagi Prefectural Police Headquarters
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., February 28, 2012
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext.2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
 平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 緊急配備支援システム用通信回線使用料 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十三年十二月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話株式会社宮城支店 仙台市若林区五橋三丁目一番一号
- 五 落札金額 四千九十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年十一月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 グループウェアシステム用サーバ貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十三年十二月二十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 大阪府大阪市北区堂島一丁目五番三十号
- 五 落札金額 五千五百七十六万七千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年十二月二十六日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号
 社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十四年宮城県教育委員会規則第三号）第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。
 平成二十四年一月二十日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

認定番号	氏 名	認定年月日	交付年月日
三三一九	石澤 友基	平成二十四年一月十六日	平成二十四年一月十六日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三号
 平成二十三年九月十一日執行の角田市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関し、角田市佐倉字小山東一九六番地 星守夫から申立てのあった審査申立てについて、当委員会は、平成二十四年一月十一日次のとおり裁決した。
 平成二十四年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

議 長 齋 藤 一

宮城県角田市佐倉字小山東196番地
審査申立人 星 守 夫 (58歳)

審査申立人(以下「申立人」という。)から平成23年11月2日付けで提起された平成23年9月11日執行の角田市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、宮城県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 申 立 て の 要 旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に關し、平成23年9月14日に角田市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、市委員会は、同年10月21日にこれを棄却する決定をした。

申立人は、これを不服として、平成23年11月2日、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人本田としあき(以下「本田候補」という。)の当選を無効とするとの裁決を求めたものであり、その理由を要約すると次のとおりである。

本件選挙における市委員会への異議の申出に伴い、平成23年10月15日に市委員会が行った再点検で抽出した本田候補の有効投票中の「本田君v」と記載された投票は、市委員会が立会人に示した「9/11執行角田市議会議員一般選挙に係る有効無効の投票判断事例」(以下「投票判断事例」という。)で判断する限り、他事を記載した投票であり、無効投票である。

また、「本田としゆき」と記載された投票は、同日、再点検の際に申立人側の立会人が疑問票として抽出を申し出たが、市委員会は本田候補の有効投票と判断し、抽出しなかった。この投票は、著名人である「西田としゆき」又は本田候補の家族の名前かもしれないものであり、また県内には「本田としゆき」が実在しており、投票判断事例によっても無効投票である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てが要件を備えているため、適法と認めて受理し、市委員会から弁明書を提出させ、申立人からは反論書の提出を受けた。

また、市委員会に対し、本件選挙における本田候補及び申立人の有効投票、本件選挙における全

の有効投票及び選挙録その他の関係書類の提出を求め、投票については開披点検を行い、選挙人名簿点検等の確認を実施した。これらの調査、確認及び審理した結果は、次のとおりである。
なお、全投票についてまで開披点検を行わなかったのは、本田候補と申立人以外の有効投票について疑義が認められる事情が存在せず、また、得票数の差から、最下位当選人より上位の当選者の当選が無効となる蓋然性がないものと判断されたからである。

- 1 本件選挙においては、定数18名に対し20名が立候補し、開票の結果、選挙会は、本田候補の得票数を619票、申立人の得票数を618票とし、本田候補を最下位の当選人と決定している。
- 2 本田候補及び申立人の有効投票並びに無効投票を点検した結果、無効投票のうち、選挙会が「2名以上の候補者の氏名を記載したものに区分していた8票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」に区分されるべきものと判断され、それ以外は選挙録の記載内容と一致している。
- 3 本田候補及び申立人の有効投票並びに無効投票の記載を点検した結果、当委員会の判断を要するとした本田候補の有効投票は、別記1から別記4までに示したとおりである。

4 投票の効力を判定するに当たっては、当該投票に記載された文字を個別的、総合的に判断しなればならないことは無論、「投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できるかぎりその投票を有効とするように解すべきであり、また、右選挙人の意思の判断に当たっては、候補者制度を採る選挙においては、選挙人は通常候補者に投票する意思を持って投票に記載したものの推定のもとに、投票の記載が候補者の氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められるかぎり、当該候補者に対する投票と認めることが許される」(昭和49年12月23日最高裁判決)とされている。

一方、公職選挙法第68条第1項第6号の他事記載を無効とする趣旨は、「選挙人において投票の記載をなすに当り、意識的に何等かの含みをもつて目印をしたものと認められるような投票を無効とすることにあり、若しかかる意識的な記入と認められるものが存する場合は、これを他事を記載したものととして無効とすべきは勿論であるが、これに反し無意識的になされたものと認めるべき書損、汚染は句読点の如く、該記載が故意の符号その他の記入と認められない限り、みだりにこれを無効とすべきではない」(昭和29年12月16日福岡高裁判決)とされている。

このような判断基準に基づき、別記1から別記4までの各投票について順次判断する。

(1) 別記1の投票について

氏は「本田君v」と記載されている。

「君」の下の「v」については、意識的に何等かの含みをもって目印をしたものと認められないことから、他事を記載したのものには該当せず、当該投票は本田候補の有効投票と解するのが相当である。

(2) 別記2及び別記3の投票について

氏は「本田」と記載され、名は「としゆき」と記載されている。

申立人の主張は、著名人の「西田としゆき」又は本田候補の家族の名前かもしれないことであるが、投票の記載は、候補者ではない著名な実在の人物の氏名と一致するものではない。

また、名は、本田候補の名と発音が近似しており、他に類似する名の候補者が存在しないことから、「としあき」を「としゆき」と誤記したものと認められ、本田候補の有効投票と解するのが相当である。

なお、申立人が主張する「本田としゆき」は、本件選挙に係る平成23年9月3日現在の選挙人名簿に登録されていない。

(3) 別記4の投票について

氏は「木田」と記載され、名は「としお」と記載されている。

氏名の「木田としお」は、本田候補の氏名に近似しており、他に類似する氏名の候補者が存在しないことから、「本田としあき」を「木田としお」と誤記したものと認められ、本田候補の有効投票と解するのが相当である。

なお、「木田としお」は、本件選挙に係る平成23年9月3日現在の選挙人名簿に登録されていない。

以上の結果、別記1から別記4までの各投票の効力については、当委員会の判断と選挙会の判断とに相違はなく、本田候補の得票数619票と申立人の得票数618票に変動はなかったので、本件選挙の当選の結果に異動を生ずることはなく、申立人の主張を容認することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり判決する。

平成24年1月11日

宮城県選挙管理委員会

- 委員長 藤 健 一
- 委員 佐 吉 田 幸 彦
- 委員 川 村 武
- 委員 佐々木 とし子

別記

番号	投 票	市選挙会 決 定	当委員会 決 定
1	候補者氏名 本田としあき	有効	有効
2	候補者氏名 本田としゆき	有効	有効
3	候補者氏名 本田としあき	有効	有効
4	候補者氏名 木田としお	有効	有効